

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	消防チーム
------	-------

電気工事業の登録

根拠条文

電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第1項

電気工事業を営もうとする者（第17条の2第1項に規定する者を除く。第3項において同じ。）は、2以上の都道府県の区域内に営業所（電気工事の作業の管理を行わない営業所を除く。以下同じ。）を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条（省略）

審査基準

「主任電気工事士」についての判断基準は、電気工事業の業務の適正化に関する法律の解釈及び運用について（昭和63年9月13日63資公部第393号）による。

(当該通知は、消防チームで閲覧できます)

標準処理
期 間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
10日	機 関		機 関	消防チーム	
	期 間		期 間	10日	